

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

2014年度診療報酬改定

義管、歯リハ1およびT.コンデについて

2014年度診療報酬改定では、困難加算および義調が廃止・包括され、義管Aが新製有床義歯管理料(義管)に、義管BおよびCが歯科口腔リハビリテーション料1(歯リハ1)・有床義歯の場合に再編された。

主な変更点として、点数のほか、困難なものの考え方やT.コンデとの併算の考え方などが変更になっている。事例を基に変更点を整理する。

患者：70歳・男性

主訴：上顎の右側臼歯部が痛い。下顎は左右臼歯部が痛い。

所見：上下総義歯不適合。

傷病名： $\frac{7}{7}\frac{7}{7}$ 義歯フテキ → $\frac{7}{7}\frac{7}{7}$ 床下粘膜異常, 義歯フテキ → $\frac{7}{7}\frac{7}{7}$ MT

※平成25年6月14日上下総義歯新製

月日	部位	療法・処置	点数
平成26年3月7日		再診	42
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	義管C(調整内容 略)	60
		咬合機能回復困難加算	+40
3月14日		再診	42
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	義調(調整内容 略)	30
3月24日		再診	42
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	義調(調整内容 略)	30
4月7日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	歯リハ1(有床義歯・困難) 注①②	120
		不適合な上顎右側および下顎左右臼歯部の床内面を削合。	/
4月14日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	義歯調整(調整内容 略) 注③	/
4月25日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	義歯調整(調整内容 略)	/
5月2日		再診	45
		義歯装着時、痛みの訴えあり。上下顎の床下粘膜に異常がみられる。患者より上顎義歯新製の希望あり。	/
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T.コンデ 注④	110×2
		歯リハ1(有床義歯・困難) 注④	120
		食事は食べやすいものを選び、また夜間は義歯を外して水の中に入れて保存するよう患者に指導。	/
5月9日		再診	45
		上顎の床下粘膜異常消退。上顎義歯の新製を行う。	/
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	補診	100
		(予定部位、欠損部状態、名称および設計等の要点略)	/
		印象(個人トレー)	/
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T.コンデ	110
5月14日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	連imp(個人トレー+アルジネート)	228
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T.コンデ	110
5月21日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	B T (バイトワックス)	280
		Ch B (検査結果 略)	380
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T.コンデ	110
5月28日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T F	190
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T.コンデ	110
6月2日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	F D set (レジン床)	2350
		人工歯(硬質レジン歯)	61+80
		義管(困難)(文書提供・添付) 注⑤	230
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T.コンデ	110

6月9日		再診	45
		下顎の床下粘膜異常消退。下顎義歯を新製。	/
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	補診	/
		(予定部位、欠損部状態、名称および設計等の要点略)	/
		印象(個人トレー)	/
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	義歯調整(調整内容 略) 注⑥	/
6月16日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	連imp(個人トレー+アルジネート)	228
6月23日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	B T (バイトワックス)	280
6月30日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	T F	190
7月7日		再診	45
	$\frac{7}{7}\frac{7}{7}$	F D set (レジン床)	2350
		人工歯(硬質レジン歯)	61+80
		歯リハ1(有床義歯・困難) 注⑦	120
		フィットチェッカーで床の適合性を確認し、不適合な4,5部床内面を削合。	/

《解説》

注① 4月改定により義管(B70点)、義管C(60点)、義調(30点)および困難加算(40点)は歯科口腔リハビリテーション料1(歯リハ1)の有床義歯の場合100点と困難な場合120点に再編、包括された。

歯リハ1(有床義歯の場合)は、有床義歯による口腔機能の回復または維持を主眼として、有床義歯を装着している患者に対し、有床義歯の適合性や咬合関係等の検査を行い、義歯の状態を患者に説明した上で、義歯に係る調整または指導を行った場合に月1回を限度として算定する。カルテには、調整方法および調整部位または指導内容の要点を記載する。

注② 歯リハ1(有床義歯の場合)や義管の困難な場合の要件が変更され、「9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外には対合歯間の接触関係を有しない患者」から、「9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外には臼歯部で垂直的咬合関係を有しない患者」になった。総義歯については変更がない。

○咬合の回復が困難な場合の定義

改定前	改定後
イ 総義歯を新たに装着した患者または総義歯を装着している患者	イ 総義歯を新たに装着した患者または総義歯を装着している患者
ロ 9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外には対合歯間の接触関係を有しない患者	ロ 9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外には臼歯部で垂直的咬合関係を有しない患者

注③ 義調は歯リハ1(有床義歯の場合)に包括され、改定後は算定できない。

注④ 改定後は、有床義歯床下粘膜調整処置(T.コンデ)を行っている期間中でも、歯リハ1(有床義歯の場合)は算定できる。この場合、「床下粘膜異常」と「義歯フテキ」などの病名が必要。

注⑤ 新製有床義歯管理料(義管)は、自院で新製した有床義歯の適合性などを検査し、患者またはその家族に、義歯の取り扱いなど必要な指導を行い、その義歯管理の内容を文書で提供した場合に、装着した月に1回を限度として困難なものは230点、それ以外は190点を算定する。

患者または家族に提供した文書の写しをカルテに添付し、文書の内容以外に療養に必要な管理事項があれば要点とカルテに記載する。

○文書提供とカルテ

患者への文書提供	カルテ
・欠損の状態 ・指導内容などの要点 ・保険医療機関名 ・担当歯科医師の氏名	・患者への提供文書の写しを添付 ・提供文書の内容以外に療養に必要な管理事項の要点

注⑥ 義管の算定月は、歯リハ1(有床義歯の場合)は算定できない。

注⑦ 自院で新製した有床義歯について、義管を算定した月から起算して1年以内の期間に、義歯の装着部位とは異なる部位に別の有床義歯の新製をした場合は、歯リハ1(有床義歯の場合)を算定し、義管は算定できない。

* 実態に即してご請求下さい *